

認定農業者の制度について

【はじめに】

「認定農業者制度」は、農業経営の安定と発展を目指す方を、市が応援する仕組みです。農業経営改善計画を作成し、守山市がその計画を認定することで、さまざまな支援制度が受けやすくなります。

【認定農業者とは】

市が策定する「基本構想」に基づき、経営目標と改善計画（5年間）を定め、守山市の認定を受けた農業者（個人・法人）です。

1. 目安（本市基本構想に基づく）

- 主たる従事者1人あたり：**総労働時間 概ね 2,000 時間・農業所得 概ね 500 万円**を目指すこと
- 計画達成に見合う農地面積・労働力の確保と、実現性のある収支計画が必要です。

2. 申請から認定までの流れ（目安：申請～認定まで1～2か月）

1. 事前相談（推奨）：現状把握・目標値の確認、収支・作付計画の整理
2. 申請書提出：必要書類を添えて農政課窓口へ〈必要書類：農業経営改善計画、確定申告または決算書 等〉
3. 審査：外部有識者等による審査会で計画の実現性を確認
4. 修正（必要時）：指摘事項の補正
5. 認定・通知：認定書交付

3. 有効期間・更新

- 有効期間：5年間
- 更新手続：有効期間内に再度申請すると、再度5年間有効期間が延長されます。
期限切れとなると、下記メリットが対象外となります。

【主なメリット】

1. 経営所得安定対策の下記の交付金が利用できます

- 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）
- 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

2. 特別な融資制度が利用できます

- スーパーL資金（日本政策金融公庫等）
- 農業近代化資金（農協等）※認定農業者は特別金利で利用できます。

3. 補助金・交付金が申請しやすくなります

- 認定を受けていると、国・県・市の各種事業の「要件」に該当しやすくなります。
（例）農地利用効率化等支援交付金、担い手確保・経営強化支援事業 など

4. 農業経営基盤強化準備金制度が活用できます。

- 経営所得安定対策等の交付金を「準備金」として積み立てることで、当期の課税所得を圧縮でき、節税と資金繰りの安定を同時に実現できます。